

# 平成 28 年度公益財団法人日本体育協会公認指導員養成講習会 開催要項

## 1. 目的

地域スポーツクラブ等において、スポーツに初めて出会う子どもたちや初心者を対象に、競技別の専門的な知識を活かし、個々人の年齢や性別などの対象に合わせた指導にあたり、施設開放において利用者の指導支援を行う者を養成する。

2. 主催 公益財団法人日本体育協会  
公益財団法人日本ソフトテニス連盟

3. 主管 公益財団法人熊本県体育協会  
熊本県ソフトテニス連盟

4. 実施競技  
ソフトテニス

## 5. カリキュラム

- (1) 共通科目 35 時間（通信講座）
  - (2) 専門科目 40 時間以上（集合講習 30 時間以上、その他 10 時間以上）
- ※講習及び試験の免除措置については、当該中央競技団体が定める基準による。

## 6. 開催期日・開催場所・日程

開催期日（予定） 平成 28 年 8 月 5 日（金）～7 日（日）・8 月 27 日（土）～28（日）  
開催場所（予定） 熊本県民総合運動公園ほか  
※開催期日及び開催場所の確定後、申込者に直接郵送します。

## 7. 受講者

〈受講条件〉

- (1) 受講する年の 4 月 1 日現在、満 18 歳以上の者で、実施競技団体が定める条件。
- (2) 地域においてスポーツ活動を実施しているクラブやグループ、スポーツ教室で实际的指導にあっている指導者及びこれから指導者になろうとする者。

〈受講者数〉

受講者数は、各競技 20 名程度とする（特に上限は定めない）。

## 8. 受講申込み

受講申込みについては、次のとおりとする。

申込用紙・・・別添のとおり

申込先 〒862-0914 熊本市東区山ノ内 1-4-89

熊本県ソフトテニス連盟 岩下敏和 宛

TEL/FAX 096-360-9239 携帯 090-7448-3939 mail to4-kazu-727@docomo.ne.jp

申込期限 **6 月 15 日（水）※期限厳守**

## 9. 受講料

共通科目：19,800 円（消費税込み）

専門科目：15,120 円（消費税込み）

※免除・資格審査料については別に定める。

## 10. 受講者の決定

指導者マイページにて申し込んだ内容に不備がない者を受講者として内定し、学校法人日本放送協会学園（NHK 学園）または各都道府県体育協会を通じて本人に通知する。

受講内定後、受講料の支払いを完了したものを受講者として決定する。

原則として、他の本会公認スポーツ指導者資格との同時受講は認めないこととする。

### (1) 受講有効期限

受講者は原則として受講有効期限内（受講開始年度を含め 4 年間）に共通科目と専門科目のすべてを修了しなければならない。

なお、期限内に修了しない場合は、その時点で受講者としての権利をすべて喪失するが、専門科目講習会が有効期限内に実施されない場合はこの限りではない。

### (2) 受講取消し

受講者としてふさわしくない行為があったと認められたときは、本会指導者育成専門委員会で審査し受講が取り消される。

## 11. 講習・試験の免除

既存資格及び本会免除適応コースの履修等により講習・試験の一部または全部を免除することができる。免除に関する詳細は、別に定める。

## 12. 検定・審査

講習に基づく、検定・審査は、共通科目と専門科目に区分して実施する。

(1) 共通科目における検定試験は、通信教育（NHK 学園）課題検定による判定とし、本会指導者育成専門委員会において審査を行う。

(2) 専門科目における検定は、技能検定を主体に筆記試験などを加えた総合判定とし、各中央競技団体指導者育成担当委員会において審査する。

(3) 共通科目、専門科目のいずれもの検定に合格した者を「公認指導員養成講習会修了者」として認める。

## 13. 登録及び認定

(1) 共通科目及び専門科目の検定に合格し、その後、指導者登録（登録申請書の提出及び登録料の納入）を完了した者に、本会公認指導員「認定証」及び「登録証」を交付する。

(2) 登録による公認資格の有効期限は 4 年間とし、本資格を更新しようとする者は、資格有効期限が切れる 6 か月前までに、本会あるいは当該中央競技団体の定める研修を受けなければならない。

（ただし、既に公認スポーツ指導者資格を有する者については、既所有資格の有効期限となる）

## 14. その他

本講習会受講に際し、取得した個人情報、本会及び各都道府県体育協会、各中央競技団体、各都道府県競技団体が本講習会の受講管理に関する連絡（資料の送付等）及び関係事業を実施する際に利用し、これ以外の目的に個人情報を使用する際は、その旨を明示し了解を得るものとする。

## 15. 問合せ先

申込先と同じ